

太田市森林整備担い手対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県森林整備担い手対策事業補助金交付要綱（平成6年群馬県制定）の規定に基づき、市内に住所を有する者であって、山林労務に従事するものの福利厚生の充実を図るため、群馬県内の森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会（以下「組合等」という。）に対し太田市森林整備担い手対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、群馬県森林整備担い手対策事業補助金交付要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、組合等が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 退職金共済掛金助成事業 退職金共済に加入している雇用主に対し補助する事業
- (2) 厚生年金掛金助成事業 厚生年金に加入している雇用主に対し補助する事業

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次のとおりとする。

対象事業	対象経費
退職金共済掛金助成事業	中小企業退職金共済及び林業退職金共済掛金のうち、群馬県が定める額
厚生年金掛金助成事業	厚生年金掛金のうち、群馬県が定める額

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費の総額のそれぞれ100分の60を乗じて得た額とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(書類の整備等)

第6条 補助金の交付を受けた組合等は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた組合等については、第6条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。